

金沢大学英文学会会則

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/39115

金沢大学英文学会会則

(下線は変更箇所)

1 名称 ○本会は 金沢大学 英文学会 と称する。

○本会は英語学・英米文学会の総称とする。

○本会はその事務所を金沢市大手町
1 金沢大学法文学部文学科英文学
研究室内におく。

1 目的 ○本会は英米の文学・語学及び関係諸学科の研究を行い、併せて会員相互の親睦を図る。

1 総会 ○本会の定期総会は 1年 1回とし、その他必要に応じて開くことが出来る。

1 事業 ○本会は次の事業を行う

(イ) 会員名簿の作成

(ロ) 学会誌 KANAZAWA ENGLISH STUDIES の発行

(ハ) 研究会・講演会の開催

(ニ) その他必要な事業

1 組織

(A) 本会の会員は次の通りである

(イ) 普通会員 本学英文学科卒業生及び学生

(ロ) 特別会員 助手及び元教官

(ハ) 賛助会員 本会の目的達成に協力するもの及び特に貢献あった者

(ニ) 準会員 聴講生

(B) 本会の役員は次の通りである

(イ) 会長 1名 本学英語・英文学関係の教授・助教授及び講師

(ロ) 副会長 1名 中から会員が選出する。

(ハ) 委員 若干名 主として普通会員中より互選する。但し特別会員及び賛助会員よりそれぞれ 1名以上を選任する。

(ニ) 名誉会長 総会の決議によりお
く事が出来る。

(附 則)

(1) 会長・副会長、委員の任期は 1 年とする。但し重任を妨げない。

(2) 会長の任務は、会務を総攬し、本会を代表し総会その他の会を必要に応じて召集することが出来る。

(3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代る。

(4) 委員の任務は、学会誌編集、会費の徴収決算、連絡その他会の発展維持のために必要なことを行う。委員会においてその任務を指定する。

(5) 賛助会員は総会において決定する。

1 会計 ○本会の経費は会費ならびに寄附金を以てこれに充てる。

○会費は学会誌代を含み
普通会員 準会員 300円
特別会員 500円
とする。

○会費の納入は毎年10月末を期限とする。

1 本会会則の変更は総会において出席会員過半数の同意を得なければならない。